

令和5年度 社会課題の解決に資する製品開発・実装支援事業 仕様書

1 委託業務名

社会課題の解決に資する製品開発・実装支援事業

2 委託業務の目的

社会課題の解決に向けて、先端技術（デジタル、バイオ、マテリアル、カーボンニュートラル分野を指す※以下同様）を活用した試作や実証を行おうとする県内中小企業を支援し、県内中小企業の先端技術を活用した試作の促進と地方公共団体と連携した実証実験体制を推進する。

3 委託期間

契約締結の日から令和6年2月29日までとする。

4 委託業務の内容

委託業務の内容は受託者が企画提案した内容かつ、次の（1）、（2）をすべて満たすとともに（3）～（5）のいずれかの内容を含めた製品に係る試作品の開発、実証とする。

また、受託者の企画提案の内容に応じ、（6）の要件についても、委託業務の内容に含めることができる。

- （1）埼玉県が直面している社会課題の解決に資する新たな製品の開発。
- （2）先端的な開発であり、先端技術を活用し新たな付加価値創出に寄与するもの。
- （3）新たな試作品の開発を目指す内容であること。
- （4）事業化を見据えた製品開発であること。
- （5）今後、国や地方公共団体等の補助金への申請が見込まれる内容であること。
- （6）地方公共団体と連携した実証実験を行うもの。

5 委託金額の経費内訳

委託業務に含めることができる経費は、前項の事業を行う上で必要となる経費のうち「別表1」の経費とする。ただし、技術指導費、外注費、運搬費及び委託費の合計額は事業費総額の2分の1以下とすること。また、振込手数料、代引き手数料は対象外とする。

6 書類の整備等

- （1）受託者は、事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。
- （2）前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該事業等の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

7 守秘義務

- （1）本事業を実施する過程で知り得た機密情報は、委託者・受託者とも本事業の実施以外の目的で使用してはならない。
- （2）委託者・受託者とも、本事業の実施の際に得られた情報等に関し、事業終了後も含め、守秘義務を徹底しなければならない。

8 委託業務の公開

委託者は、必要があると認められるときは、その事業の情報（事業者名、事業テーマ名、事業内容、金額等）を公開する場合がある。

9 その他

- (1) 受託者は、委託者と常に密接な連携を図り、事業を効果的、効率的に実施すること。
- (2) 受託者は、受託業務内容に変更が生じたときは、書面を委託者に提出し、その承認を受けなければならない。委託者は、受託者から変更申請があったときは内容を審査し、適当と認められたときは、書面により受託者に通知する。
- (3) 受託者は、受託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により、委託者の承認を得たときはこの限りではない。
- (4) 受託者は、受託業務を中止しようとする場合、または、受託業務を廃止しようとする場合が生じたときは、あらかじめ書面を委託者に提出し、その承認を受けなければならない。委託者は、受託者から事業中止（廃止）申請があったときは内容を審査し、適当と認めるときは、書面により受託者に通知する。
- (5) 委託者は、受託者に契約書及び仕様書等に定める事項に逸脱する行為が認められた場合は、再実施を命じ、あるいは、契約の解除、契約額の一部又は全部の返還請求等をなすことができるものとする。
- (6) 本仕様書に記載ある事項に疑義がある場合、または記載のない事項がある場合は事前に公社と協議すること。

以上

別表 1

対 象 経 費

※技術指導費、外注費、運搬費及び委託費の合計額は事業費総額の2分の1以下とすること。また、振込手数料、代引き手数料は対象外とする。

試作製作に関する経費

No.	経費区分	内 容
1	機械装置・ 工具器具費	試作品を作製する際に機械装置・工具・器具類の購入、製造、改良、据付け、借用、保守又は修繕に要する経費
2	原材料費	試作品を作製する際に使用される試作品等の構成部分、実証の実施に直接使用し、消費される原材料に要する経費
3	技術指導費	試作品を作製するに当たり、外部（専門家等）から技術指導を受ける場合に要する経費 <注意事項> 補助対象計上する場合は「技術指導報告書」が必要
4	外注費	試作品を作製する際に要する経費
5	委託費	自社内で不可能な用務の一部について、外部の事業者等に委託する場合に要する経費
6	その他経費	上記以外で、委託者（公社理事長）が特に必要と認める経費

実証に関する経費

No.	経費区分	内 容
1	技術指導費	実証を実施するに当たり、外部（専門家等）から技術指導を受ける場合に要する経費 <注意事項> 補助対象計上する場合は「技術指導報告書」が必要
2	外注費	実証に向けて改良をおこなう際に要する経費
3	運搬費	実証実施に向けて試作品等を運搬するための経費
4	備品・消耗 品費	実証を実施するにあたって使用する備品、消耗品に要する経費
5	その他経費	上記以外で、委託者（公社理事長）理事長が特に必要と認める経費

※各経費は小数点以下を切捨てとする。

※「試作製作に関する経費」と「実証に関する経費」合わせて50万円未満（消費税含む）とする。